

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年7月8日作成)

法令名	恩給法
根拠条項	第12条
許認可等の種類	恩給を受ける権利の確認(裁定)
法令の定め	恩給法第12条
審査基準	恩給は、昭和37年以前に退職したとき、公務傷病にかかったとき又は公務により死亡したときに、吏員又はその遺族に対し、主に次の区分により給付する。 (1) 普通恩給 吏員が在職年17年以上で退職したとき (2) 増加恩給 吏員が公務傷病により重度障害の状態で退職したとき (3) 扶助料 普通恩給受給者又は普通恩給の受給資格を有する吏員が死亡したとき (4) 公務扶助料 吏員が公務傷病により死亡したとき
標準処理期間	総期間 1. 5日・ <u>月</u> (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1. 5日・ <u>月</u> ()
処分担当課	総務部人事局職員厚生課福利企画係 (電話番号: 22-311)
申請先	同上 (電話番号:)
問い合わせ先	同上 (電話番号:)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sks/index.htm)